

【隣接森林所有者と境界確認を行ったことを証する書類（記載例）】

隣接森林所有者との境界確認の状況について			
〇〇市町村長 殿		年 月 日	
		住 所	
		氏 名	
〇〇市〇〇町〇〇〇－〇の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林の森林所有者と境界確認を行いました。			
地番	森林所有者		確認方法
	住所	氏名	
〇〇〇－△	〇〇市〇〇町〇〇	森林三郎	〇年〇月〇日 現地立会
〇〇〇－□	〇〇市〇〇町〇〇	森林四郎	〇年〇月〇日 現地立会
〇〇〇－▲	〇〇市〇〇町〇〇	森林花子	〇年〇月〇日 書面通知により承諾
なお、境界に関する争いが生じた場合には、届出者の責任において対応を行います。			

- ・ 隣接森林所有者と連絡がつかない場合など特別の事情がある場合には、その状況と伐採区域を判断した根拠を記載した書面を添付させることとします。

【隣接森林所有者との境界確認に特別の事情がある場合の書類（記載例）】

隣接森林所有者との境界確認の状況について			
〇〇市町村長 殿		年 月 日	
		住 所	
		氏 名	
〇〇市〇〇町〇〇〇－〇の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林の森林所有者と境界確認を行いました。			
地番	森林所有者		確認方法
	住所	氏名	
〇〇〇－△	〇〇市〇〇町〇〇	森林三郎	〇年〇月〇日 現地立会
〇〇〇－□	〇〇市〇〇町〇〇	森林四郎	〇年〇月〇日 現地立会
〇〇〇－▲	〇〇市〇〇町〇〇	森林花子	〇年〇月〇日 書面通知
〇〇〇－▲の森林の所有者である森林花子氏に境界確認に係る書面を送ったものの当該書面が返送され、連絡がつかない状況です。 このため、伐採する森林の境界については、地籍図や地域の精通者である森林四郎氏の意見を参考とし、判断しました。 なお、境界に関する争いが生じた場合には、届出者の責任において対応を行います。			

(ケ) (ク)の境界確認書類は次のいずれかに該当することが確認できる書類が添付された場合には省略が可能です。

- ・ 路網の作設や施設の保守等のため、線状又は単木的な伐採を行う場合や、面的に伐採する場合であって届出者が隣接森林から距離を置いて伐採することを誓約する場合など、隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合
- ・ 明確な谷や尾根等の地形、道路や柵等の地物により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界杭が存在している場合、立木への標示や林相により境界が明らかな場合など、隣接する森林の土地との境界が明らかな場合。ただし、添付された区域図等から伐採の区域と隣接する土地との境界を客観的に判断できない場合には、現地写真等の添付を求めることとします。
- ・ 誓約書等の添付により伐採開始時まで境界確認を行うことを明らかにした場合。また、届出者が国や地方公共団体、独立行政法人の場合。ただし、届出者が過去3年の間に伐採に係る指導、勧告又は命令（以下「指導等」という。）を受けていた場合（他の市町村において行政処分等を受けていた場合を含む）は、添付の省略は認められません。

【伐採開始時まで境界確認を行うことを明らかにした書類等の例】

隣接森林所有者との境界確認について		年 月 日
〇〇市町村長 殿	住 所 氏 名	
弊社は〇〇市〇〇町〇〇〇－〇の森林の立木の伐採にあたり、伐採開始時まで、隣接する〇〇〇－△の森林所有者である森林太郎氏、〇〇〇－□の森林所有者である森林花子氏と境界の確認を行うことを誓約します。		

(ロ) 市町村の長が必要と認める書類

- ・ 地域の実情に応じて市町村が添付を求める書類であり、地元自治会、土地改良区、水利組合等の承諾書、協議書等を想定しています。
- ・ 主伐の場合には、伐採及び集材に係るチェックリスト（7①参照）や搬出計画図（7②参照）の添付を求めることが推奨されます。
- ・ 森林の伐採及び開発行為について、他法令に基づく免許、許可、認可その他の処分によらず届出により行われる場合もあるため、こうした手続が適切に行われていることを判断するために他法令に基づく届出の状況を説明する書類の添付を求めることも有効です。
- ・ 市町村の条例、規則等に必要とする添付書類を具体的に規定することで、添付を義務付けることとなります。

④ 市町村森林整備計画との適合の確認

- ア 伐採の目的が、伐採後も引き続き森林の維持・造成を行うものである場合には、伐採の計画及び伐採後の造林の計画について審査します。
- イ 具体的には、伐採の計画について、
 - (ア) 市町村森林整備計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法、間伐の標準的な方法に適合していること